

津久井鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

1 指定計画の概要

(1) 名称

津久井鳥獣保護区特別保護地区

(2) 所在地

相模原市緑区

(3) 指定期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 指定目的

津久井鳥獣保護区は、相模湖、津久井湖と湖周辺に針葉樹と広葉樹が混交した森林が存在する水と緑が豊かな地域である。したがって鳥類の生息に適した場所となっている。

津久井鳥獣保護区特別保護地区の指定区域は、津久井鳥獣保護区域内の相模湖の一部に設定されている。

なお、野生鳥獣を含めた多様な自然環境が残されている津久井鳥獣保護区の区域については、今後も期間の更新を行い、鳥獣保護区に指定することにより、この区域から狩猟を排除し、この区域に生息する野生鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいを望む都市環境に生活する住民が多数訪れ、野生鳥獣を含めた自然環境の保全について学習する場として保全していく必要がある。

特に特別保護地区に指定している区域については、野生鳥獣の重要な生息地及び繁殖地となっていることから、その野生鳥獣そのものを保護していただけにとどまらず、その生息環境そのものの保全を特別保護地区に再指定し図っていく必要がある。

周辺地域の都市化がすすみ、鳥獣の生息地が減少するなかで、オシドリをはじめとする水鳥の、県内における主要な渡来地となっており、このような豊かな自然環境を引き続き保護するため、特別保護地区を再指定する。

(5) 面積

約29.0ha

(6) 主な生息鳥獣

オシドリ、マガモ、カルガモ、ホシハジロなど

## 2 利害関係人への意見照会の概要

実施機関：県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課

照会期間：令和3年5月25日から令和3年6月8日まで

照会結果：賛成9名、反対1名

反対意見1名（相模湖魚族委員会）は、カワウによる魚食被害の発生を理由としていたが、鳥獣保護区特別保護地区の指定は渡来するオシドリ等水鳥の保護を目的とし、狩猟の禁止及び水面の埋立等に許可を要することを規定するものであって、カワウによる被害に対し有害捕獲による対策の実施を行うことについては支障がないことから、県において別紙のとおり、関係者から聞き取りを実施し、再指定についての説明及び当該者からのカワウによる漁業被害の状況を把握した。併せて今後カワウ被害に対して県による技術支援などの対策を実施し、相模湖周辺地域の魚食被害の軽減を図っていくことで今回の再指定についての理解を求めたところ、了承するとの回答を得た。

## 3 縦覧の概要

縦覧期間：令和3年6月29日から令和3年7月12日まで

縦覧場所：自然環境保全課、各地域県政総合センター環境部、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、相模原市緑区区政策課

縦覧結果：意見書提出なし

## 4 公聴会について

鳥獣保護管理法第28条第4項に基づく縦覧の結果、同法同条第5項に定める意見書の提出はなかった。また事前に関係者へ意見照会を実施し、特段の反対意見等もなかったことから公聴会規則第2条第1項に基づく公聴会は開催しない。

## 5 今後の予定

9月中 環境大臣へ届出

10月末 指定の告示

(参考)

※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第28条（鳥獣保護区）

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあつては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

※ 神奈川県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則

第2条 知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第28条第4項に規定する指針案について異議がある旨の同条第5項の意見書の提出があつたとき、その他同条第1項の規定による鳥獣保護区の指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。



神奈川県指定津久井鳥獣保護区  
津久井特別保護地区

指定計画書（案）

令和3年11月1日

神奈川県



## 津久井鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

### 1 鳥獣保護区の概要

#### (1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

津久井鳥獣保護区特別保護地区

#### (2) 津久井鳥獣保護区特別保護地区の区域

相模原市緑区のうち、同区吉野地内の勝瀬橋橋台南角と相模湖湖岸標高167メートルの等高線（満水時の湖面の標高）との交点を起点とし、同所から同等高線を国道20号に沿って八王子方面に進み、同区与瀬地内の貝沢との交点に至る線及び同交点と起点とを結ぶ直線により囲まれた区域

#### (3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

現行 : 平成23年11月1日～令和3年10月31日

新規（再指定）：令和3年11月1日～令和13年10月31日

（10年間）

#### (4) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### (5) 鳥獣保護区の指定目的

津久井鳥獣保護区域は、相模湖、津久井湖と湖周辺に針葉樹と広葉樹が混交した森林が存在する水と緑が豊かな地域である。したがって鳥類の生息に適した場所となっている。

津久井鳥獣保護区特別保護地区の指定区域は、津久井鳥獣保護区域内の相模湖の一部に設定されている。

なお、野生鳥獣を含めた多様な自然環境が残されている津久井鳥獣保護区の区域については、今後も期間の更新を行い、鳥獣保護区に指定することにより、この区域から狩猟を排除し、この区域に生息する野生鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいを望む都市環境に生活する住民が多数訪れ、野生鳥獣を含めた自然環境の保全について学習する場として保全していく必要がある。

特に特別保護地区に指定している区域については、野生鳥獣の重要な生息地及び繁殖地となっていることから、その野生鳥獣そのものを保護していただけないとどまらず、その生息環境そのものの保全を特別保護地区に再指定し図っていく必要がある。

周辺地域の都市化がすすみ、鳥獣の生息地が減少するなかで、オシドリをはじめとする水鳥の、県内における主要な渡来地となっており、このような豊かな自然環境を引き続き保護するため、特別保護地区を再指定する。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 保護管理指針

- ア 地域の愛鳥家と連携し、定期的な情報収集に努め、必要により生息状況等の調査を行う。
- イ 野鳥の違法捕獲を防止するため、鳥獣保護員等による巡視等を実施する。
- ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、捕獲等の実績を十分に考慮して適切に対応する。

## 3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 29 ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林 野	ha
農耕地	ha
水 面	29ha
その他	ha

#### イ 所有者別内訳

国有地 ha

地方公共団体所有地	ha	{	都道府県所有地	ha
			市町村所有地	ha

私有地等 ha

公有水面 29ha

#### ウ 他の関係法令による規制区域

自然公園法による地域 (県立陣馬相模湖自然公園)	29ha	{	特別保護地区	ha
			第二種特別地域	29ha

## 4 再指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概要

#### ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

相模原市緑区吉野 相模湖の一部

#### イ 地形、地質等

相模川が相模湖に流入する湖面上

#### ウ 動物相の概要

冬季には、オシドリをはじめとする多数のカモ類が飛来している。

### (2) 生息する鳥獣類

オシドリ、マガモ、カルガモ、ホシハジロなど

### (3) 当該地域における野生鳥獣による農林水産物の被害状況

特になし

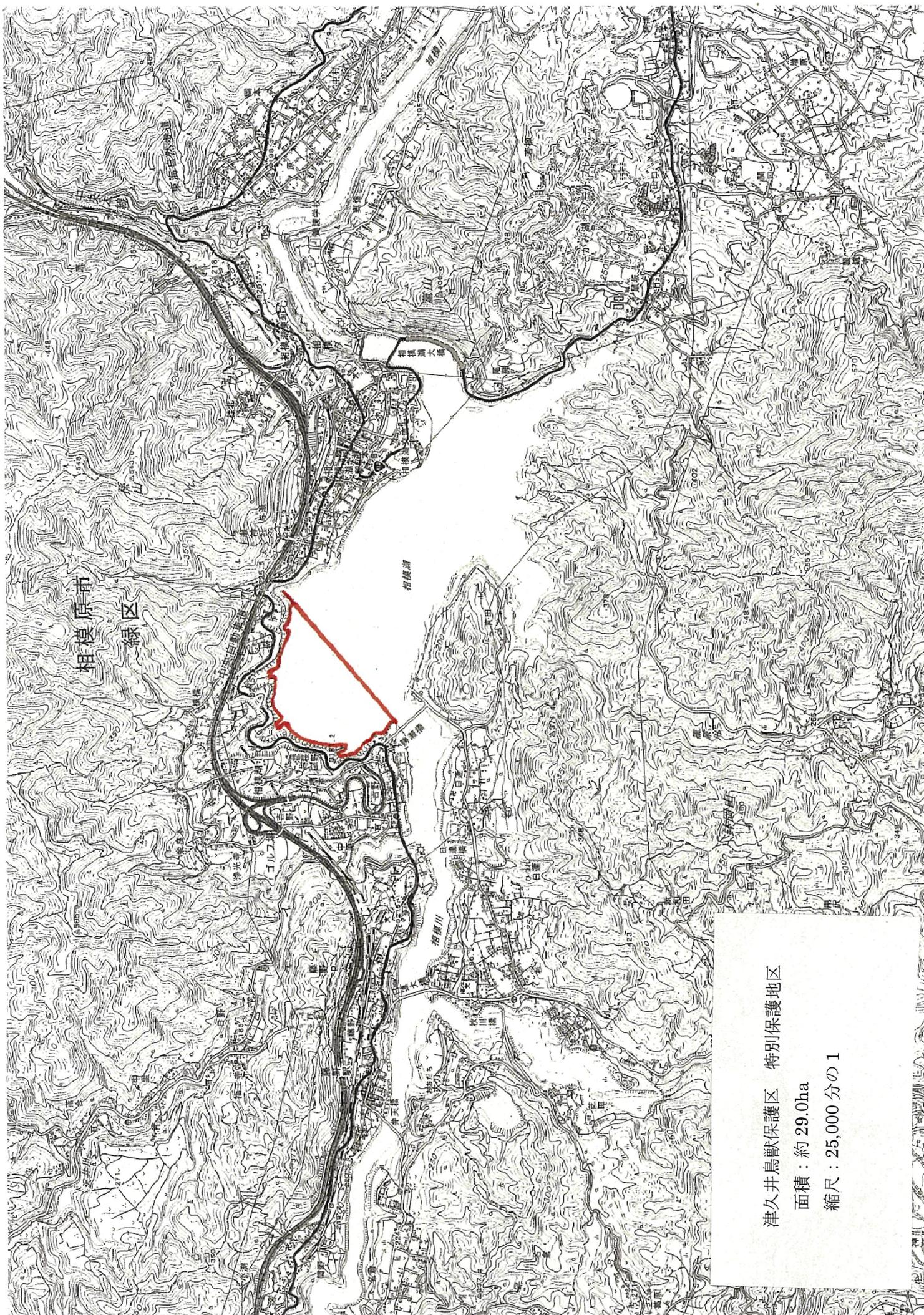
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

指定区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

案内板 0 基

制札 0 本



津久井鳥獣保護区 特別保護地区

面積：約 29.0ha

縮尺：25,000分の1

関係市町村・利害関係人 意見調書

鳥獣保護区名： 津久井鳥獣保護区特別保護地区

(作成機関名： 県央地域県政総合センター)

市町村 部課名 利害関係人 職氏名	賛否 (○印)	理由	その他要望事項
相模原市 市長 本村 賢太郎	(賛成)・反対	従前と周辺状況等に変化がないため	
津久井郡森林組合 代表理事組合長 佐藤 治男	(賛成)・反対	担当者の皆様が検討した結果と 思いますので賛成しました。	
神奈川つくい農業協 同組合 代表理事組合長 中里 州克	(賛成)・反対		
相模湖魚族委員会 会長 五寶 清一	賛成・(反対)	カワウをなんとかしてほしい。 毎年 200~300 万円魚を放流し ても半分以上食べられてしまう ので、保護しても意味がない。	
相模湖遊船協同組合 理事長 木内 竹男	(賛成)・反対		
一般社団法人相模湖 観光協会 代表理事 佐藤 泉	(賛成)・反対	今まで通りで良いと思われる。	
一般社団法人藤野観 光協会 代表理事 山崎 睦文	(賛成)・反対	鳥獣保護の主旨を生かすため再 指定に賛成します。	
神奈川県猟友会津久 井支部 支部長 平本 稔	(賛成)・反対		
県央地域県政総合セ ンター 農政部 地域農政推進課長	(賛成)・反対	対象となる特別保護地区が相模 湖の湖面の一部に限定されてい るため、農業振興に影響を及ぼ す可能性が極めて低いから	
企業庁相模川水系ダ ム管理事務所 所長	(賛成)・反対	企業庁の業務上、特に支障がな いため	